

地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税※ ¹	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税※ ²	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別譲与税	森林環境譲与税※ ³	特別法人事業譲与税※ ⁴																														
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の348/1,000 (当分の間 422/1,000)	航空機燃料税収入額の2/13 (平成23年度～令和元年度の間 2/9)	特別とん税収入額の全額	地方法人特別税収入額の全額	森林環境税収入額に相当する額	特別法人事業税収入額の全額																														
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 5,200円/kℓ (本則税率 4,400円/kℓ) (令和16年度～) 5,500円/kℓ (本則税率 4,700円/kℓ)	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車家用(3年) 12,300円/自重0.5t	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kℓ (平成23年度～令和元年度の間 18,000円/kℓ)	開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/t 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/t	基準法人所得割額 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人 税率41.2% 所得割額により法人の事業税を課される法人 税率43.2% 基準法人収入割額 収入割額により法人の事業税を課される法人 税率43.2%	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (令和6年度から課税開始)	基準法人所得割額 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人 税率26.0% 所得割額により法人の事業税を課される特別法人 税率34.5% 所得割額により法人の事業税を課される法人 税率37% 基準法人収入割額 収入割額により法人の事業税を課される法人 税率30%																														
譲与団体	都道府県・市町村(特別区含む)	都道府県・指定都市	市町村・都道府県(特別区含む)	空港関係市町村(特別区含む)空港関係都道府県	開港所在市町村(都を含む)	都道府県	市町村・都道府県(特別区含む)	都道府県																														
譲与基準	○都道府県・指定都市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 *財源超過団体に対する譲与制限あり(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2又は当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を制限) ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	○市町村 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車(登録車)の課税台数 (譲与割合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度～</td> <td>333/348 (407/422)</td> <td>15/348 (15/422)</td> </tr> <tr> <td>R4年度～</td> <td>333/357 (407/431)</td> <td>24/357 (24/431)</td> </tr> <tr> <td>R16年度</td> <td>333/401 (407/475)</td> <td>68/401 (68/475)</td> </tr> <tr> <td>R17年度～</td> <td>333/416 (407/490)</td> <td>83/416 (83/490)</td> </tr> </tbody> </table> ()内は当分の間譲与割合	期間	市町村	都道府県	R1年度～	333/348 (407/422)	15/348 (15/422)	R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)	R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)	R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)	○市町村(4/5) 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世帯数 ○都道府県(1/5) 市町村の譲与基準により算定した額	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	1/2 人口 1/2 従業者数 *財源超過団体に対する個別財源超過団体調整額の加算あり	○市町村 5/10 私有林人工林面積 2/10 林業従業者数 3/10 人口 ○都道府県 市町村と同様 (譲与割合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度～</td> <td>80/100</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>R7年度～</td> <td>85/100</td> <td>15/100</td> </tr> <tr> <td>R11年度～</td> <td>88/100</td> <td>12/100</td> </tr> <tr> <td>R15年度～</td> <td>90/100</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table>	期間	市町村	都道府県	R1年度～	80/100	20/100	R7年度～	85/100	15/100	R11年度～	88/100	12/100	R15年度～	90/100	10/100	人口 *財源超過団体に対する譲与制限あり(当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限(制限は財源超過額を上限とする))
期間	市町村	都道府県																																				
R1年度～	333/348 (407/422)	15/348 (15/422)																																				
R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)																																				
R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)																																				
R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)																																				
期間	市町村	都道府県																																				
R1年度～	80/100	20/100																																				
R7年度～	85/100	15/100																																				
R11年度～	88/100	12/100																																				
R15年度～	90/100	10/100																																				
譲与基準の補正	人口、道路の種類・幅員等による補正(昼間人口が多い団体は別途補正)	普通交付税算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率による補正	人口、道路の幅員等による補正(昼間人口が多い団体は別途補正)	着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等による補正	なし	なし	林野率による補正(私有林人工林面積のみ)	なし																														
使途	条件・制限なし(地方道路譲与税は道路費用)	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用	条件・制限なし	条件・制限なし	森林整備及びその促進に関する費用市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし																														
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月	9・3月	5・8・11・2月																														
平成30年度譲与実績額	2,599億円	78億円	2,689億円	150億円	128億円	20,865億円	—	—																														
令和元年度地財計画額	2,472億円	72億円	2,742億円	149億円	137億円	21,351億円	200億円	(令和2年度から譲与)																														

※1 地方道路譲与税を含む。また、令和16年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車(登録車)の課税台数で按分して譲与することとされている。
 ※2 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和元～3年度は348/1,000(当分の間422/1,000)、令和4～15年度は357/1,000(当分の間431/1,000)、令和16年度は401/1,000(当分の間475/1,000)、令和17年度以降は、416/1,000(当分の間490/1,000)とされている。
 ※3 森林環境譲与税の譲与総額は、令和元～5年度の間、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額(令和元～3年度:200億円、令和4,5年度:300億円)とされ、令和7～14年度の間、森林環境税収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額とされている。
 ※4 特別法人事業税は、令和元年10月以後に開始する事業年度から適用することとされている。また、令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額は、特別法人事業譲与税の原資に加えることとされている。